

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度水閘門操作管理委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 安 藤 詳 平 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	鹿屋市
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥18,958,776-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 令和6年度水閘門等操作管理委託
2. 履行場所 : 鹿児島県鹿屋市川東町地先外
3. 随意契約の相手方 : 名称 鹿屋市長 中西 茂
住所 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
電話 0994-43-2111
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、肝属川、始良川及び串良川の洪水（及び高潮）の堤内地への逆流を防止するため、水閘門の操作、点検業務を委託するものである。

2) 当該業務の内容

本業務は、当該施設の操作を円滑に行い、もって災害の発生を防止するため、操作及び点検、整備を行い、それらを行った際の記録、報告等を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

本業務は、公共的、地域防災的なものであり、出水時には、その緊急性に迅速かつ的確な行動・判断を有している必要がある。

上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地方自治体であり、当該地域の地域特性を熟知しており、施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。

本業務は、河川法第99条に基づき鹿屋市に委託するものであり、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ない。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

河川管理課長 岩元 正博